

2025年度 保健師就業・復職支援研修会資料

開催年月日：2026年1月28日（水）

兵庫県における保健師活動について

兵庫県保健医療部 疾病対策課
感染症対策推進班
小西 明美

本日のアジェンダ

- 兵庫県の概況
- 自己紹介
- 県の保健師の勤務場所
- 健康福祉事務所(保健所)等保健師の主な業務
- 現在の職場(本庁疾病対策課)での業務
- 最後に…



兵庫県の概況（10県民局体）

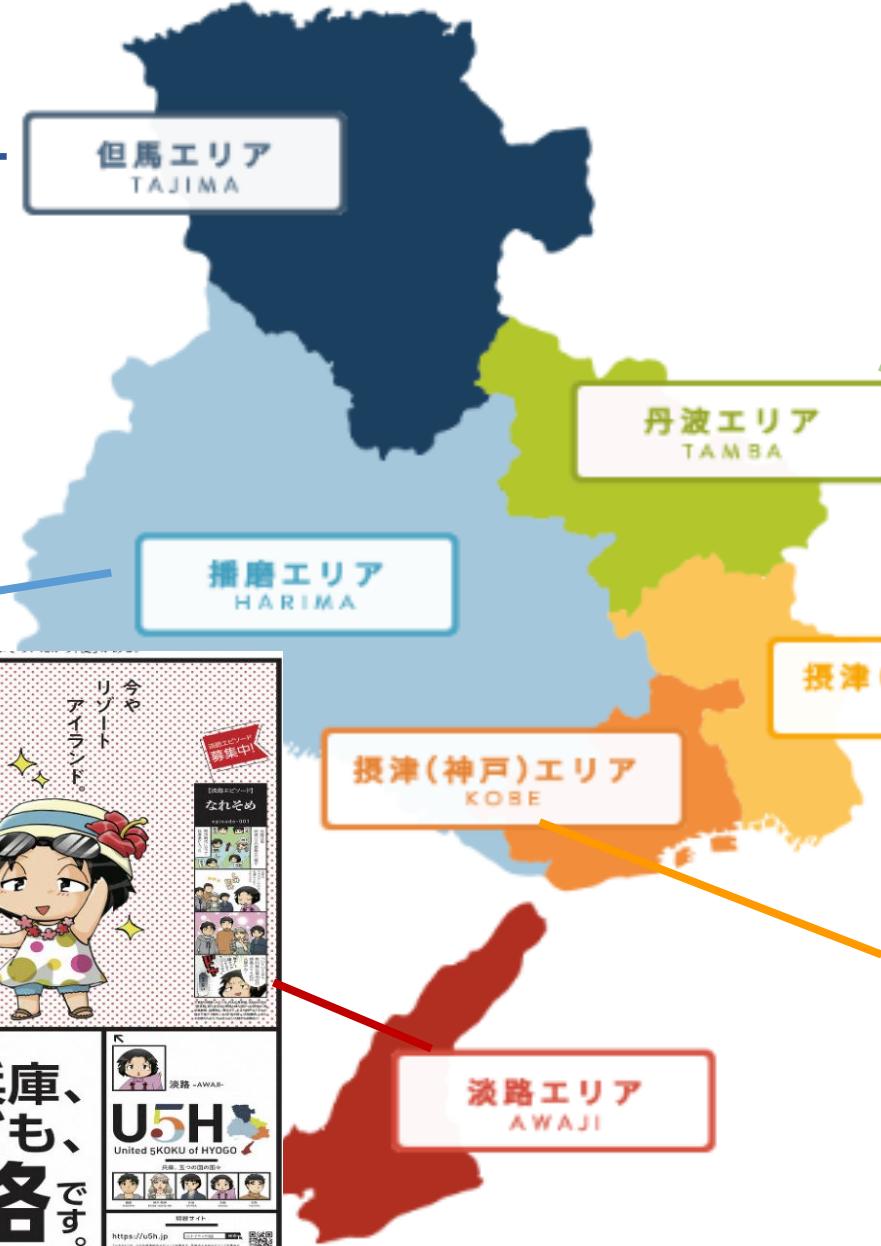


人口: 5,306,208人※1 (全国7位人口規模)
高齢化率: 29.7(全国29.3)※2
出生率: 5.9 ※3(全国5.7)※4
死亡率: 13.1 ※3(全国13.3)※4
県民局数: 10
市町数: 29市12町

※1 令和7年11月1日現在推計人口
※2 県 令和7年2月、国 令和6年10月
※3 令和6年保健統計年報
※4 令和6年人口動態統計（確定値）
の概況

※2次保健医療圏域は8圏域(阪神:阪神南+阪神北、播磨姫路:中播磨+西播磨)

兵庫県(ひょうご五国)の概況



市町保健師と県保健師の役割

市町

地域の実情に応じた保健活動

◇身近な保健サービス

- ※健康増進
- ※高齢者保健
- ※介護予防
- ※母子保健
- ※児童虐待予防
- ※精神保健福祉等

◇健康危機管理

◇各種保険計画の策定

◇障碍者プラン及びまちづくり計画策定への参画

◇地域ケアシステムの構築

県保健所

専門的・技術的・広域的保健活動

◇専門的な保健サービス

- ※精神保健福祉対策
- ※難病対策
- ※結核・感染症対策
- ※エイズ対策
- ※虐待予防対策

◇健康危機管理の拠点

◇各種保険計画の策定への参画

◇保健医療及び福祉等の包括的システムの構築

市 町

県

市町が主体となること

県と市町がともに実施すること

県が主体となること

県保健師の勤務場所（R7）



保健師が所属している部署です

県庁

国保医療課、高齢政策課、障害福祉課、保健医療部総務課、医務課、健康増進課、疾病対策課、職員課、職員健康管理センター

健康福祉事務所（保健所）

県内に12カ所あります
(新温泉健福を除く)

企画調整業務

- ・地域の保健、医療及び福祉に係る施策の企画調整
- ・保健、医療及び福祉に係る圏域別計画の総合調整など

保健関係業務

[健康関係業務]

- ・健康づくり、歯科保健、結核・感染症対策、精神保健、難病対策、母子保健、保健指導、栄養改善など

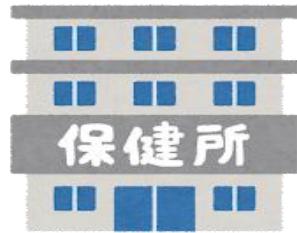
[医事関係業務]

- ・病院等の許可及び監視指導 など

【その他】

こども家庭センター、精神保健福祉センター、県立尼崎総合医療センター、兵庫県こころのケアセンター、健康財団、健康科学研究所にも保健師が所属しています。





健康福祉事務所（保健所）の主な業務

※芦屋健康福祉事務所の例

課名	業務
企画課	庶務、会計、庁舎管理、 圏域保健医療計画 、 圏域健康福祉推進協議会 に関すること等
監査・福祉課	社会福祉法人、介護保険、社会福祉施設・事業、特別児童扶養手当、母子及び寡婦福祉に関すること等
地域保健課	精神保健 、 難病保健 、 母子保健 、 健康づくり 、 歯科保健 、 指定難病・小児慢性特定疾病助成 に関すること等
※「健康管理課」がある事務所では、健康管理課の業務	結核・感染症対策、医務、医療監視、医師・看護師・栄養士等免許、栄養改善・食育推進、保健統計に関すること等
食品薬務衛生課	生活衛生監視・営業許可、薬務・薬事監視、食品衛生監視・営業許可に関すること等

※太字にした箇所が保健師の主な業務

健康福祉事務所（保健所）保健師の主な業務 1

【企画・調整部門】

保健師または栄養士が
担当していることが多いです

- 圏域の保健医療計画・健康づくり推進実施
計画策定
- 圏域の健康福祉推進協議会・地域医療構想
調整会議（病床調整）



健康福祉事務所（保健所）保健師の主な業務 2

【難病保健】

- 個別支援（電話、面接、訪問等）
- 所内受理会議
- 在宅療養支援計画の策定・評価
- 個別災害対応マニュアルの作成
- 受給者証の新規申請・更新手続
- 患者・家族の交流会

マニュアルの項目

- ・災害に備えて用意しておくもの
 - ・自宅付近のハザード情報
 - ・水害・土砂崩れなどが予想される場合
 - ・地震など突然の災害が起こった場合、停電になった場合
 - ・人工呼吸器の詳細
 - ・緊急時の連絡票
 - ・関係者連絡リスト

健康福祉事務所（保健所）保健師の主な業務 3

【精神保健】

- 個別支援（電話、面接、訪問、こころのケア相談等）
- 所内受理会議
- 事例検討会議
- 通報等の対応
- 精神障害者継続支援体制構築事業
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業
- 自殺対策

精神保健福祉法 第23条通報(警察官の通報)

警察官は、職務を遂行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

など



健康福祉事務所（保健所）保健師の主な業務4

【結核・感染症対策】

◇結核対策

医療費公費負担制度、感染症審査協議会、結核健康診断、直接監視下短期化学療法（DOTS）、結核患者治療成績評価推進事業（コホート）

◇エイズ対策

正しい知識の普及啓発、エイズ相談、HIV抗体検査

◇ウィルス性肝炎対策

B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）、

C型肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査）

◇その他の感染症対策

感染症法上の感染症対応（1類～5類等）

5類感染症の集団発生（インフル、コロナ、ノロウイルス）

現在の職場での業務 (疾病対策課 感染症対策推進班)

「広域連携担当ライ
ン」「計画推進班ラ
イン」の3ラインが
あります

◇総合的・計画的な感染症対策等（抜粋）

「兵庫県感染症予防計画」に基づき、新たな感染症や動物由来感染症等に対して、迅速・的確に対処できる体制を構築し、総合的かつ計画的に、感染症の発生予防及び拡大防止対策を推進している。

（1）次の感染症危機への備え

感染症法等の改正(R5.4及びR6.4施行)や、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ改定した「兵庫県感染症予防計画」(R6.3改定)、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」(R7.3改定)に基づき、次の感染症危機への備えを推進する。

① 医療機関等との協定締結の推進

② 平時からの感染症対策の推進

- ア 研修や訓練等の推進
- イ 医療機関の施設整備等に対する支援
- ウ 小児感染症医療情報共有システム(PEMIS)
- エ 市町における体制整備の支援

（2）基本的対策の推進

予防接種の推進

各種予防接種の推進に取り組むとともに、予防接種法に基づき市町が実施する予防接種について、接種対象者が居住市町以外でも接種できる広域的な接種体制を調整するとともに、予防接種事故を防止するため、県医師会に委託し、接種医師等に対する研修の実施や、予防接種健康被害調査会を設置する。

最後に… 兵庫県保健師として働くと…

- 様々な関係者と協働し、広域的な視点で保健師活動ができる（さまざまな保健師活動経験ができる！）
- 本庁では県レベルの計画の策定や事業の立案に関わることができる
- 兵庫県各地の様々な魅力を体験できる
- ワークライフバランスが充実
(休暇の取得、在宅ワーク等など柔軟な働き方が進みつつある)



兵庫県保健師として、 楽しく保健師活動をしてみませんか？



ご静聴ありがとうございました

